

【下限面積（別段面積）の設定】

設定地域	下限面積
1. 市内全域	5,000㎡ (50 a)
2. 多久市空き家情報登録制度【空き家バンク】に登録された空き家に付随する農地 ただし次の条件を満たすこと。 (1)農振農用地以外の農地 (2)農地を適正に管理すること (3)住民登録を行い、居住すること	1㎡



問い合わせ 農業委員会事務局 ☎75-4831

農地取得等に係る  
下限面積が変わります  
(別段面積の設定)  
(10月1日から)

農地を耕作目的で権利取得する場合は、農地法第3条の規定による許可が必要です。この許可要件のひとつに、取得後の耕地面積の合計が5,000㎡(50a)に達しない場合は許可することができないという「下限面積要件」があります。本市では、耕作放棄地の発生防止・解消および新たな担い手の確保を目的として、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、左記のとおり下限面積を設定しました。

新農業委員・農地利用最適化  
推進委員の紹介

任期満了に伴い、新農業委員と農地利用最適化推進委員が決定しました。

農業委員は、農地の貸し借りや売買、農地転用申請など審議や農業委員会活動の活動方針の決定を主にを行います。  
農地利用最適化推進委員は、活動方針に沿って、担い手への農地集積・集約や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地利用最適化に関する業務など現場の活動を主にを行います。  
農業委員、農地利用最適化推進委員は次のみなさんです。

農地利用最適化推進委員 (10人)	農業委員 (12人)
野方 信良 (北 坊)	安藤敬一郎 (宝蔵寺)
中村 忠 (古賀二区東)	挽地 守雄 (平 合)
荒谷 薫 (谷 下)	永淵 晴彦 (後 野)
鷺崎 良徳 (牟田辺)	塚元 秀利 (西ノ谷)
梶原 昭弘 (東の原)	桃崎 和子 (天ヶ瀬)
梶原 正敏 (浦 町)	【職務代理者】 梶原 義広 (道祖元)
鳥井 信明 ( 谷 )	井上 美弘 (宮ノ浦)
富永 利博 (白仁田)	柴田 利英 (板屋上)
野口 義光 (山犬原)	藤川 一海 (藤川内上)
諸石 一郎 (両の原)	閉籠 裕晃 (番 所)
	原 久美子 (多久原)
	【会 長】 小園 敏則 (山犬原)

任期：平成29年7月20日～平成32年7月19日（3か年）

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎75-4831

この秋  
新発売

隠しきれないほどたっぷりの小豆が入った、ミルク風味のかわいなおまんじゅうです。

小豆の  
かくれんぼ  
AZUKI  
no  
Kakurenbo

おしさに心つたえて 広告

菓心傳心 村岡屋

多久店/佐賀県多久市北多久町大字小侍1016-2  
(多久市まちづくり交流センター「あいばれっと」内)

TEL: 0952-75-8448

商品情報はWebで。 村岡屋 検索